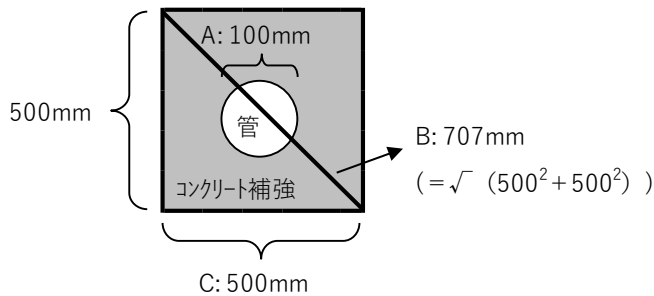


誤徴収（算定誤り）の原因

1 徴収漏れの原因

コンクリート巻立てがある場合の埋設管の占用料の計算において、コンクリート部分を含めた管の断面の幅やコンクリート巻立て部分を含めた幅で算出していた。



- ・ 誤 A: 100mm (@68円/m)
C: 500mm (@320円/m)
- ・ 正 B: 707mm (@450円/m)

- 静岡県は対角線の長さを採用しているが、国や他県では、垂直投影幅（コンクリート巻立て部分を含めた幅）を採用しているため、全国規模の通信事業者等からは、担当者の思い違いで、国や他県と同様の断面幅を用いた内容で申請されていた。
- また、これらの申請は、関係図面を省略できる更新扱いのケースだったため、土木事務所の担当者も数量の再確認をせず許可手続きを行っていた。

2 過徴収の原因

集水枡が含まれる管の埋設について、集水枡と管路の長さではなく、側溝の場合の投影面積の単価を用いて算出していた。

正：管路の外径に伴う単価（900円/m）に延長をかけて算出

誤：投影面積（1500円/m²）で算出

